

(二) 巴川流域は、総合治水対策を推進するため、 「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき平成21年4月1日から 「特定都市河川流域」に指定されました。

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)・・・平成16年5月15日

特定都市河川流域に指定されると・・・

①雨水浸透阻害行為の許可等

これまでご協力いただいています『流域での流出抑制対策に加え、流域内で行う一定規模(1000㎡)以上の雨水の流出量を増加させる恐れのある行為(雨水浸透阻害行為といいます。)]を行う場合には、市長の許可が必要となります。(特定都市河川浸水被害対策法第30条)

雨水浸透阻害行為とは・・・

①宅地化

宅地等以外の土地(田畑、山地及び林地など)を宅地等(宅地、道路、鉄道線路など)にするために行う形質の変更

②土地の舗装

宅地等以外の土地を不透水性の材料で覆う

③排水施設設置

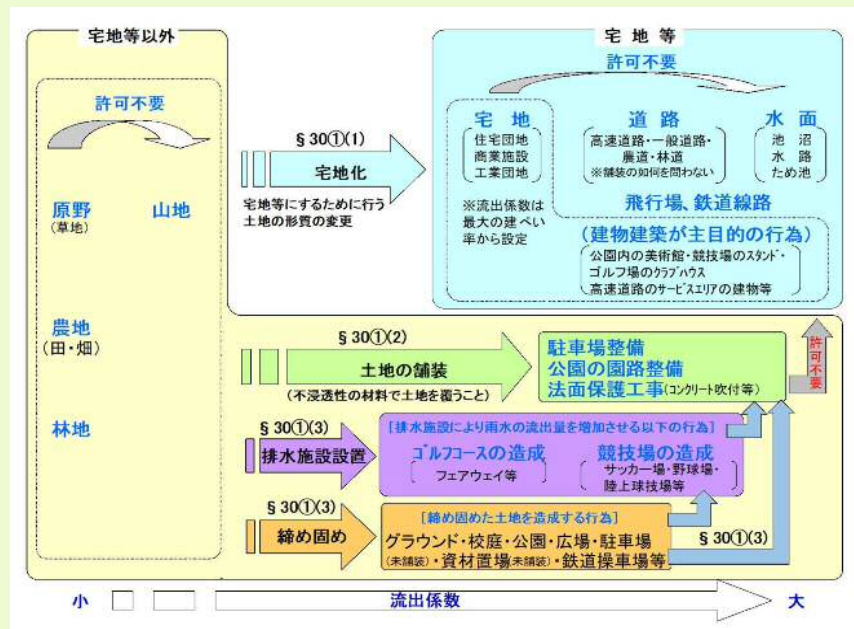
ゴルフ場、運動場等(排水施設を伴うもの)の新設・増設

④土地の締め固め

ローラー等の建設機械を用いて土地を締め固める

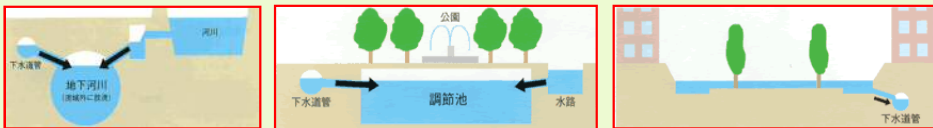
*)許可申請が必要となる面積に満たない雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水の流出抑制にご協力いただきますようお願いいたします。(特定都市河川法第19条)

*)流域内にお住まいの方、又は事業を営む方は、浸水被害の防止を図るため、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めることができる限りご協力いただきますようお願いいたします。(特定都市河川法第5条第2項)



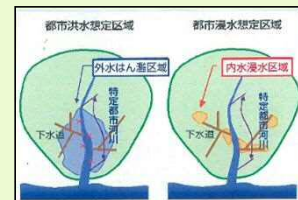
②流域水害対策計画の策定

総合的な浸水被害対策を推進するために、河川管理者・下水道管理者・都道府県知事・市町村長が共同で、河川・下水道の整備に関する事項や浸水被害が発生した場合の被害拡大を防止するための措置などを定めた『流域水害対策計画』を策定します。



③都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定

特定都市河川の氾濫による都市洪水又は都市浸水が想定される区域を都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域に指定し、区域における円滑なかつ迅速な避難の確保を図ります。



④保全調整地の指定

既設の防災調整地に指定した場合、埋め立て等の行為について届出が必要となります。

問合せ先
【葵区・駿河区】 静岡市役所 建設局 土木部 河川課
電話: 054-221-1087
【清水区】 静岡市役所 建設局 土木部 土木事務所
電話: 054-354-2247

詳しくは静岡市ホームページ又は静岡県ホームページをご覧ください。

特定都市河川及び特定都市河川流域

